

任意継続被保険者 各位

フジクラ健康保険組合

## 任意継続被保険者制度の一部改正について

平素は当健康保険組合の運営につきまして格別のお力添えを賜り誠にありがとうございます。  
「全世代対応型の社会保障制度」を構築することを目的に健康保険法等の一部を改正する法律が令和3年6月11日（法律第66号）に公布されたことに伴い、任意継続被保険者制度の一部が改正になりました。

## 記

<施行日> 令和4年1月1日

## &lt;概要&gt;

任意継続被保険者の資格の喪失は定められた条件に該当した場合喪失します。今回その条件に、「任意継続被保険者でなくなることを希望するとき」が追加されました。

## (1) 資格が喪失する条件

改正前（令和3年12月31日まで）	改正後（令和4年1月1日から）
①2年間の資格期間が満了した	①2年間の資格期間が満了した
②保険料が未納になる	②保険料を未納になる
③就職しその会社の被保険者となる	③就職しその会社の被保険者となる
④被保険者が75歳に到達した	④被保険者が75歳に到達した
⑤被保険者が死亡した	⑤被保険者が死亡した
	⑥任意継続被保険者でなくなることを希望するとき

⑥任意継続被保険者でなくなることを希望するとき の

## (2) 手続方法（③～⑤も同様）

「任意継続被保険者 資格喪失申出書 兼 保険料還付請求書」（以下「申出書」）を提出

## (3) 資格喪失日

申出書を健保が受理した日の属する月の翌月1日

（例）申出書の受理日が3月5日の場合：資格喪失日は4月1日

※但し、受理した月の10日（休日等の場合は翌営業日）時点で保険料が未納の場合は受理した月の11日が喪失日

## (4) 保険料の最終納付月

申出書を受理した日の属する月分

（例）申出書の受理日が3月5日の場合：保険料は3月分まで納付

## (5) 申出の取消（③～⑤も同様）

受理した申出は原則、取消はできません。

□申出を行う場合は健保へご連絡を下さい。

（連絡先）フジクラ健康保険組合 鹿野 電話 03-5606-1031

Email アドレス：[setsuko.shikano@jp.fujikura.com](mailto:setsuko.shikano@jp.fujikura.com)

以上